

愛媛大学医学部連携病院長会議地域医療ネットワーク協議会細則

(設置)

第1条 この細則は、愛媛大学医学部連携病院長会議(以下「連携病院長会議」という。)規約第2条第5号を処理するために、第12条に基づき、愛媛大学医学部附属病院地域医療ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)を置き、その運営に関し必要な基本的事項を定める。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 各連携病院間の医療ネットワークの充実、及び行政や地域医師会等関係機関の連携推進に関すること
- (2) 愛媛県下における地域の医療システム構築とその運営支援に関すること
- (3) 患者さんが生活に戻るための医療を重視した、在宅医療及び福祉・介護等との連携に関すること

(組織)

第3条 構成員は、次の者をもって組織する。

- (1) 総務委員から推薦のあった者 若干人
- (2) 病院長が必要と認めた者 若干人

2 協議会に委員長を置き、愛媛大学医学部附属病院長が指名する。

(協議会の開催)

第4条 協議会は、原則として連携病院長会議総会開催日に行う。

(報告)

第5条 委員長は、協議内容をとりまとめ、連携病院長会議総会に報告する。

(事務)

第6条 協議会における事務は、本院内において処理する。

附 則

この規程は、平成25年8月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月1日から施行する。